○農林水産省令第十号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）	（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）
第十三条　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。	**第十三条**　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。
一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。	一　登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。
（削る）	二　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。
二　（略）	三　（略）
三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費については、一万円とすること。	四　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。
四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。	五　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。
（登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）	（登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）
第十四条　前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。	**第十四条**　前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。
（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正）	
第二条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。	
改正後	改正前
（旅費の額の計算の細目）	（旅費の額の計算の細目）
第六十七条　令第四条の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。	**第六十七条**　令第四条の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。
一　検査又は調査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。	一　検査又は調査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。
二　（略）	二　（略）
三　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円とすること。	三　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円とすること。
四　農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額は、算入しないこと。	四　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額は、算入しないこと。